

生保裁判連ニュース

第一二号 一九九九年二月
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(〇五五二四二一三三四)

熱気あふれる総会 最高裁での勝利に向けてGO!

生活保護裁判連総会 in 札幌

全国生活保護裁判連絡会第五回総会が、札幌でさる九月五日に開催されました。総会は、現地の生活と健康を守る会の参加を始め、弁護士、研究者、ケースワーカーなど一二〇名余りが参加、この一年間の二つの裁判勝利(中島訴訟控訴審、金沢・訴訟一審)を受け、大いに盛り上がりました。

総会では、杉村宏先生から「生活貧困層の現状とナショナルミニマム保障」と題しての記念講演(昨今の不況を背景とした貧困の特徴が報告され、対応を誤ると一九三〇年代のドイツのように障害者を抹殺しようとしたファシズム国家の道突き進む危険があるのでないか)がありました。また、現地からは三浦誠一・北海道生健会会長から、現地の生活保護行政の特徴と運動の到達点について報告されました。

そして、特別報告として、中島訴訟弁護団の深堀弁護士から「あ

たりまえのこと(生活費を貯めて学資を用意すること)が、たまたま生活保護家庭であったというだけでなぜ認められないのか、という思いでやってきた。絶対に負けられない」。

また、高訴訟原告の高さん本人(重度障害者で二四時間車椅子生活)から「海峡を越えてふりむく 権利への道」という句が披露され、今後の闘いに向けた決意が表明されました。

最高裁にかかっている二つの裁判(中島、林)や高訴訟控訴審の帰趨が日本のこれからの生活保護の方向を左右することになるという認識で一致、勝利へ全力を尽くすことを誓い合いました。

1 開会式あいさつ

弁護士 猪狩康代
この北海道の地で、皆さんと一緒に考えることができ嬉しく思う。弁護士として、人間らしい生

活とは何かということ、最近よく考えさせられる。それは、破産、免責の裁判手続きを求める人が増えてきているからである。全国で一年間に一〇万人程いて、これからもっと増えるだろう。裁判所では、資産の保有を認めない例が多い、では一人間らしい生活とは何なのだろうか、今日は皆さんと

そのことについておおいに語り合いたい、意見を交換し、経験を交流して考え学びあいたいと思う。

2 特別報告出口②

増永訴訟の勝利報告
弁護士 深堀寿美

裁判の概要は生活保護を受けている世帯が、子供の高校進学のためにお金を貯めていた、お金を解約し、生活費に使いたくないという指導を受け、使わざるを得なかったということ。高校進学が普通になってきているのに、生活保護を受けているだ

けでそういうことが許されないと、言うのはどういふことなのか。

今、福岡の弁護団と東京の最高裁経験のある先生方と林訴訟での弁護団の皆さんに協力をしていただいていのですが、その支援をしてほしいということで「支援する会」を作りましたし、学資保険裁判シンポジウムを京都でひらいて何とか勝させたいと言うことでやっています。この裁判で勝てば、生活保護を受けている人が普通の生活を営めるようになるための大きなステップになると思う。支援する会に入会してください。そしてこの裁判のことを周りの人に訴えていってほしいと思います。

3 特別報告出口③

高訴訟勝利報告
弁護士 奥村 回
原告 高 信司

高さん本人に勝ったときの気持ちを聞いてみると「判決を聞いたとき(奥村回、高さん)はまさかと思った、自分の中では勝てないだろうなと思っていたのですぐには分らなかった。弁護士から勝ちましたと聞かされて、そうなのかと思、嬉しく感じた。」金沢市が控訴したので、今後訴訟は高等裁判所で行なわれる。今の思いを、高さんから一句。
「海峡を越えてふりむく 権利への道」

高訴訟のその後

弁護士 奥村 回

一〇月四日、控訴審第一回弁論がありました。控訴人からは、控訴状及び準備書面並びに書証(文献)が提出され、次回(一二月二三日、一四時三〇分)までに被控訴人主張立証準備となりました。当方の方針としては、特別基準、裁量論等全てにわたっての反論・主張を展開する予定で、以下のとおり準備状態です。

- ・法律扶助申請を行う。
- ・学者関係立証等として、収入認定(本件年金の性格等)を田中先生、特別基準等に関する行政裁量等を岡田先生、全体を木下先生等に意見書等を依頼する。

北海道の生活保護の現状と問題点

北海道生工健会会長 三浦 誠一

(1) 北海道の生活保護の状況

北海道の生活保護は、増えつつ
けている。保護率は変わっていないが、六万世帯を越えたのは二五年ぶり。

この増え方は順当なのかどうか
ということ。

そもそも生保世帯はすくないの
ではないか。どうしてか。

第一に、法二九条に違反した調
査によって廃止、申請却下がおこ
っている。親が子供の名義で預金
したものが後に発覚して、切られ
そうになる事例。札幌では銀行、
郵便局、生命保険、税金などすべ
て調査対象になり五〇から六〇の
調査がおこなわれる。

第二に、生命保険、預貯金、自
動車保有による打ち切りも目立っ
ている。訴訟の関係で変化はある。
車の保有基準も変化はしており、
障害者用に改造している二〇〇〇
cc以下の保有は認める方向に本
年度変わった。それ以外は禁止さ
れている。

第三に、相談と称する申請の不
受理。三日から七日すえおかれる。
その後には受理されてその分割られ
る。

第四に、たとえば自動車に寝て
いる人など、ホームレス。住所不
定者はうけつけない。

第五に、辞退届を書かせられる。
全国的にも。特に北海道では、申
請取り下げの強要が、九五年は一
九一件、九七年で二九六件、九六
年三三〇件だからこの間一〇〇件
ふえている。申請件数が、九五年
二〇〇〇件台、九六年三〇〇〇件、
九七年三五〇〇とふえていること
に対応してはどうか。母親
との二人世帯（トラック運転手の
息子）のケースでは、いったん受
理されたが、翌日取り下げを強要
された。障害者施設にいる息子の
年金を借りろと言われた。

(2) 法一七七条の二の 問題点

地方分権一括法によって、法二
七条に二が挿入され、二〇〇〇年

四月から実施される。厚生省の言
いは分はやってきたことを法文化し
ただけという。相談と称してうけ
つけないのが、八七年の餓死事件
の時からひんぱんになってきてい
る。言訳は、相談に来たのであり、
申請ではないという。二七条の二
の新設によって、相談と称して受
け付けなかったりすらされたりす
ることが合法化されるのではない
か。

そうさせないために、どうする
のか。

ある市町村では用紙はたまたま
おいてあるから勝手にもっていつ
てはいけないとうそぶくところも
ある。申請前に病院に行けと言わ
れる。行政には事前指導はやめな
さい、受けてからしなさいといっ
てるが、その法によってまかりと
おるのではないか。

(3) 北海道の運動の 到達点と課題

第一に、申請用紙の窓口の設置
を要求し、一四支庁と出張所にお

くようにさせた。二二市町村の
うち五〇町村、三四市に置いてあ
る。札幌市はまったくおこうとし
ない。苫小牧市は「たまたまおい
てある」という。

第二に、福祉事務所との交渉権
を認めないところがある。

第三に、守秘義務とわれわれの
同席問題。

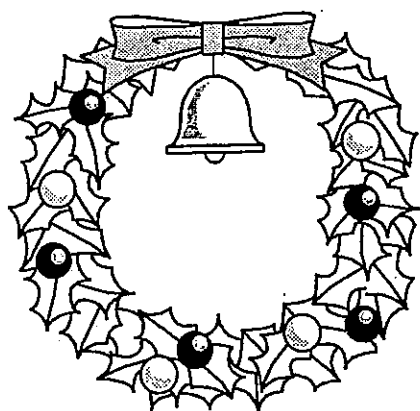
第四に、同意書の問題。同意書
をやめさせる方法はないのだろう
か。もともとは暴力団対策だっ
たのに、最近はずべての人からとる
ようになってきている。必要に
応じてとりなさいと運動している。

あるとして一酸化炭素のシャワー
を浴びせられる。その数は七万人
となっているが、推計で二七万五
千人にのぼる。

福祉国家の人間観として、人間
には二種類の人間は存在しない。
価値のない人間などおらず、誰し
も価値のある人間であり生存権が
ある。

4 まとめにかえ て

ナショナル・ミニマムを守る今
日的意義、生活保護裁判の今日的
意義としては、人間らしい生活を
守ることに加えて、ファシズムの



人間観の台頭を許さない、全ての
人のナショナル・ミニマムを保障
するという意義がある。



生活困窮者の現状とナショナルミニマム保障

北海道大学教授 杉村 宏

1 社会公保障・社会公福祉の誤り

「改革」論は、社会保障・社会福祉の構造は、一部の生活困窮者を対象とした一九五〇～六〇年代の遺物という誤った認識をもとにしている。そこには、ナショナル・ミニマムはすでに達成されていて、高齢者も含めて、国民はサービスを選擇できる資力が備わっているという現状認識がある。

「改革」の戦略としては、「規制緩和による福祉産業の参入」、「市場競争原理によるサービスの質の向上」、「自己責任原理を応能負担から応益負担」へといったものがあげられているが、この認識の中で欠けていることとして、「ナショナル・ミニマムの普遍性」といったときの「普遍性」の意味と「現代の現状認識」の誤りがある。ナショナル・ミニマムの普遍性とは、国民全体という意味ではない。生活保護裁判に見られるように、ナショナル・ミニマムを権

利として請求できる、国が責任をもつと言うことである。また、社会的不利を負っている人を差別しないということである。

2 生活困窮者の現状

(1) 失業・雇用不安の拡大

北海道の失業率の高さは今にはじまったことではない。昔から高失業率、低雇用という問題があり、毎年一～三月は三・七%以上の高失業率で、それが四～五月で少し吸収されていた。しかし、一九九八年以降は、一～三月の高失業率が四・五月以降もそのまま続いている状況である。

(2) 低所得・貧困層の増加

年収二〇〇万円未満の世帯主層用者世帯は、全国で五・〇%に対し北海道七・二%、年収一〇〇万円未満の世帯主無業者世帯は全国で二〇・〇%、北海道二三・二%

といずれも全国より高い。また、国民健康保険料滞納世帯や低年金・無年金者が高くなっている。介護保険料は年金から天引きされるとしているが、低所得者・貧困者が、膨大な数で存在しているのに、これを無視してサービスの応益負担は無理であり、ますます、不利益・不平等を助長することになるのではないか。

(3) 社会的「排除」層の増加

野宿者が全国で二万人を越している。けれど、この数値もまだおかしいと思われる。一九九八年一月三十一日現在で、札幌と旭川の路上生活者が三〇人いたのに掲載されていない。札幌の路上生活者は、冬でも三〇人、夏には四〇～五〇人を下回ることがないと言われているのに。また、社会的入院層も北海道では、要援護老人の三〇%と高い。社会から顧みられない人々、社会的に排除された人々に対しての

問題を社会福祉が解決できているのだろうか。まともに対応できていない状況ではないか。これは、一九二九年一〇月のニューヨークウォール街で株が大暴落したことが引き金で大恐慌が起き、それが第二次世界大戦へとつながっていったが、そのころの状況と、今日の状況が似てはいないか。その中で生存権の保障とは何か？

3 ナショナル・ミニマム保障の重慶女性

(1) 一九二〇年代の経験

イギリスの失業率の動向を見ると、第一次大戦後は一〇%を下らなかった。大恐慌で二〇%以上となり総失業率の時代となる。この一九三〇年代の深刻さが日本へも影響する。

失業と貧困の問題は、各国でフアシズムの道を歩むのか、それとも福祉国家の道を歩むのかの選択となっていく。

イギリスは、一九二二年の改正（無契約給付）により、失業保険と救済法で対応していく。一九二一年の改正は、一九三四年の失業扶助とほぼ等しく、労働者には評判が悪かったが、失業者に対して

公的に保障しようというものである。ミーンズテストもあった。一九四〇年の補足年金は、公的扶助で少ない年金者に対して補助を行うものである。すなわち、社会的システムでナショナル・ミニマムを守る選択をした。その後は、一九四二年のベヴァリッジ報告、一九四一年の大西洋憲章、一九四二年ILO「社会保障」への道と福祉国家へ進んだ。

(2) 「戦争国家」の失業・貧困対策

ドイツ・日本・イタリアは別の道に戦争国家の道へ進んだ。一九三三年政権をとったヒトラーは、社会保障・社会保険・失業者を、軍隊への準備に使う。軍需産業等へ動員した。道である。

また、障害者やユダヤ人は、ドイツ民族の血を汚す者として抹殺するという独自の人間観を持っていた。ヒューム・ギャラファール（障害者）によれば、ヒトラーは、優秀な自国民を守るためには価値のない人間を抹殺してもよいという独自の人間観をもち、外部に対してはユダヤ人やジプシーなど、内部に対しては障害者から、優秀なドイツ民族を守るとしてヒトラーカットを行った。T4計画（安楽死計画）では、新たな治療で

北海道における生活保護運動の到達点と課題

到達点と課題

●(北海道)ストープ闘争などの審査請求の運動について

審査請求が人権を守る。審査請求しますと言ったら、どうぞといわれ、はじめたのが一〇年前。市営住宅に住む精神障害者がトイレをつまらせたが、自分でやりなさいといわれ、審査請求した。一ヶ月過ぎて道から取り下げた。それからである。その後、精神障害者の加算問題や単身高齢者住宅費でやってきた。そのせいで住宅扶助費が引き上げられてきている。やってよかった。

運動の中で行政も少し変わってきた。ストープ闘争では、いままで住んでいたところについていたストープ購入を申請した。冬季加算で購入すべきと札幌市は翌年五月却下の決定がでた。調査不十分ということで、「道新」が何度も報道した。「朝日」は憲法問題として取り上げた。結果、道が私たちの要求を認める画期的な認容裁決を出した。

●(事務局)審査請求の意義、やり方。六年間放置の重大性。

審査請求、異議申し立てには弁護士は弱い。書式ではなく、文句があるんだ、不満なんだということとを伝えるだけでいい。朝日訴訟の名を知らない弁護士はいない。しかし、現場のことは知らない。生活を学びながら取り組む。

その制度がどれほど生かされるか。五〇日以内に決定しなさいと決まっている。生活保護というのは、生命、生死がかかっている。原告は障害や病気の人が多い。裁判やった人は早死にしている。ぎりぎりのところでたたかっている。

平成六年申し立てたのがいまだに決定が出ないとは、ばかにした話だ。北海道庁は逃げているんじゃないのか。すばらしいたかいたか。札幌市はなぜきびしいのか。厚生大臣への再審査請求は、金と時間がかかる、むつかしいという思っているのではないか。再審査請求で最近厚生省は地方に向かうようになってきている。北海道

ールすることが大切。

●(事務局)同意書について

必要なときだけとると確認しているが、実態のなかでとるようになってきた。書類のひとつとして書かせている。札幌のケースワーカーは三年で変わる。しない人がおかしいという状況にある。OAシステムに組み込まれている。

●(北海道)就労指導について

生活保護になったとたんに、「働きなさい」と言われる。働けないでいるのに。「なんで働けないんだ、家で内職しなさい」と。言葉ひとつでも傷つけられていることがある。おびえている。

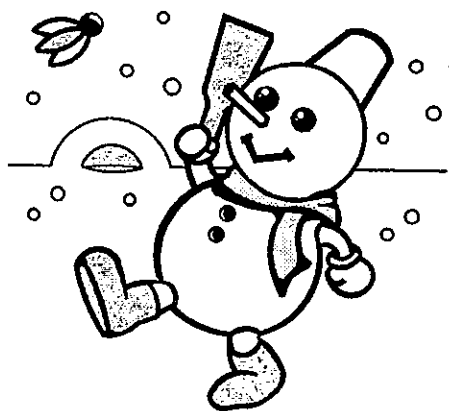
●(北海道)現場が脆弱化している。

親を看病していて生活保護を受けていた。就労をかなり意識するのか、入院させて働いたらどうか、といわれた。現場のワーカーの中に稼働年齢者に働かせようとする指導が強くある。本人の選択の問題なのに、ケースワーカーから強要するような傾向がある。ケースワーカーの異動が激しくなっている。社会福祉主事資格をもたないケースワーカーが多くなってきた

いる。現場の脆弱化の問題がある。

●(北海道)期限付き同意書にさせている

失業、不況、世帯主、建設業で春になっても仕事がない。けがしたら自分もち。だから、やむなく保険に入って、車もある。これが生活保護を受けるときのネックになる。だからこの点から話をして、生保を認めるとやっている。同意書は一ヶ月有効の但し書きちぎりでだしている。自立のための基盤を残して、短期の保護を受給する。札幌市と道には、車、生命保険は短期保護ということで認めさせた。



生活保護法四条をめぐる今日的課題

●レポート①林訴訟について

ホームレスについての行政の運用の主な問題点としては、①稼働能力のある住所不定者には医療扶助の単給しか認めない、②本人だけで保護の申請に行くとはほとんど保護を認めようとしない、③「失業による生活困窮」を認めず、病気などの理由を付けようとする、④申請書を受理しない、⑤入院や施設収容のみで居宅保護を認めない、などだ。特に⑤は大阪の佐藤訴訟で問われているケースだ。

●レポート②中島訴訟について

どうして、一生懸命貯めた金額が、資産にあたるとして取り上げられて良いのか。これが訴訟の出发点だ。二番では、中嶋さんのお母さんが子供が十分な高校生活を送れるようにと頑張ってやりくりした世帯の実態を訴えた。そもそも支給された保護費と収入認定された収入をどう使うか、お金をどうやりくりし、どういう生活を送るかは世帯の自由であるはずだ。しかし行政の考え方は、預貯金だ

けでなく支給した保護費すらも資産にあたり、それを収入認定するかどうかはすべて行政の裁量に任されているという立場だ。生命保険については、少し運用を改善して、ある程度保有を認める方向にきているが、こども保険のような「貯蓄性の高い保険」はダメという立場は変えていない。

二審判決では、「保護費を切り詰めてお金を貯めることは自己責任の原則に反しない」「保護費を貯めたところで新たに消費を要請するわけではない。ただし貯める目的が生活保護法に反せず、金額が国民感情に反していないことが必要」とした。この判決自体はまだ中間的なものだが、こういう解釈が定着していくことが望ましい。

●(名古屋)「野宿という実態が本当に憲法に合う状況なのかを厳しく問う」

札幌の大通り公園でも増えているようだが、大阪を含め全国でも急増している。この状況を国民がしっかりと認識することが制度の

改善につながるのではないか。国もメニューを用意するだけで現実の対応を疎かにしている。まずは緊急の対策として住宅を確保することが先決だ。

●(札幌)札幌市でもホームレス対策が緊急の課題

札幌は冬が厳しいがそれでもホームレスはダンボールにくるまりながら耐えており、しかも増加の一途だ。しかも札幌では履歴書がなければ求職が受け付けられず、住所不定者は全く仕事にありつけない。結局生活保護を受けるには、病気で倒れるのを待つしかない。そうしなければ自立も何もできないのが現状だ。

●(横浜)ホームレス問題に則した調査・対応が求められている

横浜でもホームレスの数は先刻の新聞発表の四〇〇人よりはもっと多くなっている。最近強く感じていることは、福祉事務所の対応の中に「一般の人たちも生活が苦しい中で頑張っているのに」という考

えが大きくなっていることだ。

●(関東)「まったく根拠のない稼働年齢の六五歳への引き上げ」稼働年齢の判断の目安として、それまで六〇才未満でも保護を適用していた例があったのに、最近それが六五才以上でなければ保護を認めないような運用に改められた。法律にはこれに関する記述はなく、こういう区別には法的な根拠は全くない。また実施要領上でも保護を適用するかどうかは「能力能力の活用・不活用」になっている。法律上は「傷病の治癒」もそれだけでは保護の廃止理由にはならず、それによって収入を得たことが要件になっている。検診の結果「軽作業可能」となっても、本人の職歴等をしっかりと考慮すべきだ。

●(福岡)「中嶋訴訟二審判決での貯金保有を認める基準」

保護費などから貯めた金銭について「生活保護法の目的に反せず、国民感情を害しない」程度で認めるといった判断をしている。判決では預貯金の保有は原則「マル」で、例外的に認められない場合の条件を付けている。こういう枠のほめかたは、弁護団の本来の立場からすれば大満足というわけではない

が、従来の行政の姿勢が預貯金の存在をいっさい認めない立場であったことを考慮すれば、原則的に預貯金の保有を認めたこの判決にはそれなりに高い評価を与えることができると考えている。

●(事務局)

住むことは人間にとって基本的な権利だが、日本ではそのことへの意識があまり根づいていないように思われる。ドイツをはじめヨーロッパ諸国では住宅を確保することは国民の基本的権利であり国家の義務であるとされている。いわば国際的な常識といえるのに日本はそうになっていない。

預貯金に関して「国民感情」という話が出たが、これは法律の問題というよりは極めて社会的な問題であるといえる。つまり国民が生活に困ったときに国家にどこまで保障をさせるのかという国民的な合意形成のレベルの問題だ。例えば北欧諸国では社会保障が進んでいるために預貯金や保険を保有する必要がそもそもないし、他の先進国でもある程度の預貯金の保有は常識になっている。生活の困窮に対してどういうかたちで保障をさせるのが良いかをしっかりと議論することが必要だ。

介護保障・介護保険と生活保護

●レポート①高訴訟の争点

裁判の特色は、障害者に対しての生活保障をどうするかということであり、年金の収入認定、また障害者の介護ということでも他人介護料の支給についても大論争に至った。高さんの現実の生活をいかに裁判所に分かってもらうか、障害者の持っている介護の不足する部分を誰が見ていくのかということ、障害者が自立していく上で社会の問題としてみていく必要が当然あるのではないかとということを中心に裁判官に分かってもらうかが重要となっている。

障害者の介護について、それは障害者が自立して生きる権利であり、そのための費用は贅沢するためのものでなく自分が動くためのものである。高さんの場合、介護は生活保護のなかから介護料という形で出ているが、生活保護で介護をみるのはおかしい。障害者の介護を保障するということが人間として生きていく前提であれば社会が社会全体できちっとみていくことが必要となるはずである。

高さんの介護表(生活日程表)

金銭出納帳をつけてみると、生活費も介護費にまわっていることがわかる。他人介護料が甚だしく低いということも裁判所は認め、自己の人生の決定権を最大限尊重することを認定し国に対し多くのことを認めてもらったようではあるが、財政の問題がありあまりお金は出なかった。(全国的にはたかがしれている金額なのになぜ?)

介護保険のなかで障害者は受身の介護ではないものでなければならぬ。介護をすることがサービスマスをする、介護をされるほうがサービスマスをしていただいている、という感覚で介護保険が進んでいくのは問題である。

●レポート②介護保険争訟マニュアルについて

一〇月から要介護認定が始まるわけだが、それにあたって介護保険が限定的なものであることや、負担の問題などから不安が広がりがトラブルが多発するのではないかとこの予想からこのマニュアルを

作成することとなった。このマニュアルの構成は、高齢者介護という観点からの、介護保険の位置づけ、介護保険のアウトライン、各段階に分けての説明、法的根拠からみて具体的なものを出してあり、審査請求についても考えている。

とにかく分量的に多く出てくると思われる不服に対し、相談活動に役立てようと作成されたものである。

介護保険の導入によって大半の利用者が負担増になり、特養入所者でも生活保護の申請ケースが多くなるのではないかと、その際入院やお墓のために備えていた貯蓄を全部使っていないければ保護の申請はできないということが起こってくるのではないかとといったことが予想される。

●「高訴訟について、『自立』のとらえかたに感心」

途中までは負けるのではないかと思っていたが結果は勝ってしましたね。

生活保護法第一条でいっている

保護の目的に自立助長とあるが障害をもっている人の立場にたつて自立ということを考えると経済的自立だけに限定する必要はない。それが大事であるということをしていっている。心身障害者扶養共済年金はそういう趣旨だから収入認定の対象にならないはずだといっている。

●「人間らしい介護水準を考えた筋の通った判決」

判決をみて勝った力は、高さんの暮らしと介護の状況を全面的に明らかにしたことではないだろうか。生活保護法第3条に、健康で文化的な生活の水準の保障とあるが、この判決はその健康で文化的な生活を送るための人間らしい介護とは、その水準は何かということとが通った判決である。

●Q. 高さんは施設における介護をどのように思っているのか。なぜ在宅にこだわるのか。

介護の量的問題について具体的にどのようなことが問題であると考えているのか。

A. ①施設は一人一人のプライバシーの問題や職員は女性が多い等様々なことがあるが、在宅だと介護を受けている自分に介護を選ぶ権利があったり選択できる自由があるの

あるのがいいし、自分が行きたい街で暮らし出したい人と出たい。それが人間の権利であり、自分がどうしたいかが大切であるということだと思ふ。これらが保障されていない施設は嫌である。

②金額的に足りないのでは十分ではない。質的な面については、男女の問題、物理的な難しさ、ヘルパー(かえって親切だと困る)、安定していないボランティア(ボランティアだから使いにくい)などのことから、介護はきちっとした報酬を払ったプロのものがいい。

●他人介護料について

Q. 他人介護料には限度額があるがこれを越えて介護が必要な場合それを保障するものとして札幌市には全身性重度障害者介護料というものがある。これは地域によってかなり差があるが裁判ではこの部分をどの様にしてきたのか。

A. 金沢では訴訟中に重度障害者介護費の支援助制度ができ、支給してもらえなくなった。他人介護料を法的に解釈すると限度額はなく、具体的には必要なだけ支給となっていたが、財政的には無理と判断された。他人介護料を生保護で全て賄うのであれば上限があるのはおかしい。

表1 生活保護申請取下、却下、開廃と審査請求の推移

(A)

年 度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
保護申請件数	126327	114729	112455	115689	125645	127794	127311	132615	141411
申請取下件数	14537	13259	12525	12210	12108	11697	10884	11485	11901
取下率(申請件数を100として)	11.5%	11.5%	11.1%	10.5%	9.6%	9.1%	8.5%	8.6%	8.4%
却下件数	7794	7057	6683	6060	6087	5575	5032	5192	5428
却下率(申請件数を100として)	6.1%	6.1%	5.9%	5.2%	4.8%	4.3%	3.9%	3.9%	3.8%
保護開始世帯数	124346	116512	116209	122156	134158	137161	140955	146428	155050
保護開始人員	193718	173548	170427	176191	190858	193208	193876	202716	213682
未処理件数	5619	5036	5343	5717	6959	8023	7867	8962	10433
保護廃止世帯数	150062	141336	134451	129118	126860	130040	133578	132073	133336
保護廃止人員	245437	226404	207357	189146	176577	177538	180151	176122	174242

(B) 生活保護審査裁決件数

年 度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
総 数	64	36	48	51	99	61	59	61	61
審査請求の却下	14	12	15	9	28	18	22	17	16
審査請求の棄却	48	24	33	37	68	42	35	41	45
係争処分の取消	2	-	-	3	2	1	2	2	-
係争処分の変更	-	-	-	2	1	-	-	1	-
60日をこえて審査請求されたもの (再掲)	1	4	5	9	4	7	1	2	2

A、Bともに厚生省「社会福祉行政業務報告」各年版によって筆者作成

表を見る場合の若干の前提

- 1、申請は簡単にできるか？「生活保護のしおり」いわんや「保護申請書」を窓口においている福祉事務所はどれくらいあるか？「しおり」の内容はどうか？係員が面接で明らかに保護を受けられそうな人だけしか申請を受理しないということはないか？等
- 2、申請取下は行政から強要されたものではないか？「生保裁判連ニュース」11号、1999. 8で札幌の細川久美子さんはそういう事例が少なくないと書いている。
- 3、審査請求の権利はどれだけ保障されているか？権利教示は実質的にどれだけされているか？取下圧力はないか？(参照、埼玉県ケースワーカー協会「生活保護ワーカー実態調査報告書」1975年、小川「争訟権の保障のために第2次藤木訴訟によせて」、小川編著「扶助と福祉の法学」一粒社、1978年94頁) (小川政亮資料作成)

9月5日総会の資料の数字が若干違っていましたので上記のとおり訂正させていただきます。
(小川政亮)

今年七月、金沢市の生活保護費返還処分に対して行った行政不服審査において、石川県から処分取り消しの裁決が出ました。

審査請求を行ったのは、生活保護を受けて養護老人ホームで生活していたO氏（六六歳）です。老齢厚生年金（月額九万七千円）の受給資格があることが判明したO氏は、約四三〇万円の遡及受給の手続きをしたところ、生活保護の廃止と、遡及受給した金額から一月分の年金額を差し引いた四二〇万円あまりの返還処分が出されました。この返還通知に驚いたO氏が私のところに相談に訪れたのでした。

金沢市は、O氏に支給した保護費（返還対象額）を八七〇万円とした上で、四二〇万円の返還額を決定していました。八七〇万円の内訳を調べたところ、六七〇万円が医療扶助となっていました。これは一〇割で計算された医療費です。O氏は、生活に困窮していたために生保を受け、医療（拡張型心筋症・身障手帳三級交付）を受けることができました。私は、本来なら国民健康保険に加入し、保険料と三割の一部負担で済むはずのところを、一〇割支払うというのは、苛酷な処分ではないかと思いました。

また、返還の決定は本人に会って説明することも、納得を得ることもなく行われたことがわかりました。金沢市からの郵便物は老人ホームの職員が開封し、返還手続きも職員が行っていました。

私はこのような金沢市の手続・対応は誠実に欠けていると思います。四二〇万円は大金です。しかも本人が何年も働いたことへの対価です。誠意をもって慎重に取り扱ってほしかったと思います。

金沢からの報告

金沢O氏審査請求事件

医療ソーシャルワーカー 黒岡有子

さらに、民生課のケースワーカーは、O氏が養護老人ホームに入居してから、一度も面会していませんでした。ホームでのO氏の生活は、一月の小遣いは七〇〇円のみで、入居から九九年三月の保護廃止までの一〇ヶ月間、下着もくつ下も買えない、穴のあいた運動靴をはく、ホームで亡くなった人の服を着る、水を飲んで空腹をまぎらわすというものでした。このような生活実態を知ろうとせず、全額を返還させるという決定

をしたことはひどすぎると思いましたが。

そこで①医療費を一〇割で計算して返還額を決定するのはおかしい②一度も会うこともなく、O氏の生活実態を知ろうともしないで決定したやり方はおかしいということを理由に不服審査請求することにしました。この事実を、何か形に残る方法で、市や県に訴えたい、そして担当者が替わっても繰り返されないようにしたいと考え

てはどうか」とアドバイスをしてくれました。このMさんの励ましがなかったら、私は審査請求をしていなかったかもしれません。

そして請求から五〇日後、審査庁である石川県は、金沢市の処分を取り消す裁決を出しました。①については金沢市の判断を妥当としましたが、②について妥当ではなく、「適法でない」とまで言い切って、私たちの主張を認めまし

れました。私の拙い請求書がそう思われたとするなら、処分が妥当でないことを、O氏の具体的な生活実態をふまえて訴えたからではないかと思えます。

O氏の生活実態を知り、「納得いかない」というO氏の気持ちに共感できたこと、一〇割返還が当たり前という常識に対して、「おかしいのではないか」という自分の気持ちを大切に考えてきたことが、処分取り消しの裁決にむすびついたのではないのでしょうか。知識や常識にとらわれないで、調べたり、考えたりすることの大切さを学びました。

た。O氏はとても喜んでいました。私自身も、初めて行った審査請求で原処分取り消しという裁決が出て、新聞の記事にもなり、驚きました。Mさんは、「高訴訟につづいて、金沢で奇跡が起こった。高訴訟と二つの生保裁判をこなすのに、事務的にも大変という判断があったのかもしれない。」とおっしゃっていました。

また後日、金沢市の方が「請求書を読んだとき、ああやられた、勝てないと思った」とお話ししてく

その後、奥村回弁護士、竹下義樹弁護士、Mさんなどから「〇円返還」のための貴重なアドバイスをいただき、次の話し合いの準備を進めました。そして、O氏の希望、病状や性格等を考え、O氏の今後の生活にとって最もよいだろうと思われる方法を検討した結果、

就労指導における死亡事件

福岡県生活と健康を守る会 梅崎 勝

福岡市東区の田嶋勝彦(五五歳)さんは、椎間板ヘルニアで入院し手術の必要があり、失業して入院費用もなく、奥さんも入院していたので、昨年一〇月に生活保護を申請し受給していました。

田嶋さんは肝炎も患っており、今年六月には病院から入院を勧められていました。

このような田嶋さんに福岡東福祉事務所は執拗に仕事につき、生活保護から自立するようにとの就労指導を行いました。七月の生活保護費を受取に行った日には、面接室に呼ばれ、「リストラにあった人でも熱心に仕事を探している、仕事に行かないのは、生活保護費を、あてにしているからではないか」との暴言まではかれました。仕方がなく、田嶋さんは、一生懸命に求職活動を行い、「土木の仕事が見つかりました」と福祉事務所に報告をしたところ、七月三〇日の八月の保護費支給日には、

収入が明らかにならないうちに、かかわらず、「九月一日から生活保護を自立してはどうか」とすすめられました。

田嶋さんは、病気をおして、連日熱い日が続く八月一二日から土木作業員として仕事に出かけ、その日に、仕事現場で倒れ、救急車で運ばれましたが、意識不明のまま、一二日に亡くなりました。解剖の結果、死因は熱射病による脳ヘルニアですが、ウイルス性の肝硬変の疑い有りとなっています。

福岡県生活と健康を守る会は、田嶋さんの死を無にしないためにも、死亡事件の教訓を今後の生活保護行政に活かしてほしいと、八月三〇日、福岡東福祉事務所長と一二〇名の会員が参加して交渉を行いました。

交渉は、夫の遺影を胸に抱いて参加した田嶋さんの奥さんの「主人は福祉事務所に殺されました。主人の命を返してください。」と

の悲痛な訴えで始まりました。交渉参加者からは、「主治医から病状を調査していたにも関わらず、なぜこのような就労指導が行われていたのか。本来、田嶋さんには、入院を勧めるなど療養に専念できるような助言・指導を行うのが福祉事務所のあり方ではないのか」との怒りの発言が相次ぎました。

しかし、福祉事務所長は、「田嶋さんの死に哀悼の意を表します」

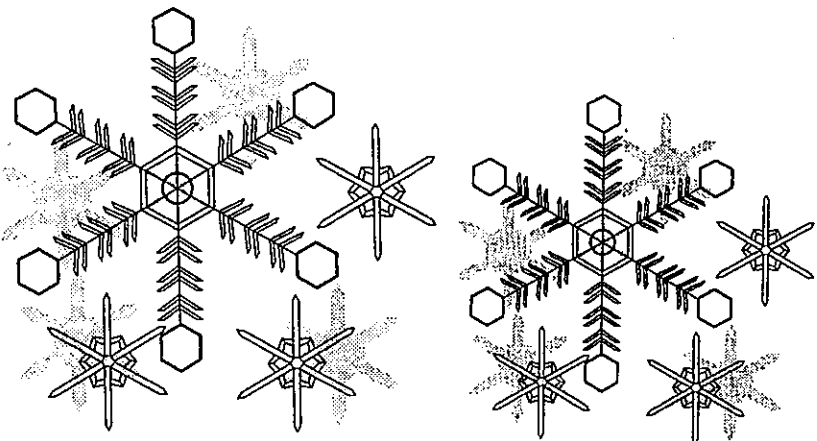
と頭を下げながらも、「配慮に欠けたところはあるけど、指導に間違いはなかった」とその非を認めようとしませんでした。

九月七日、福岡市の各福祉事務所への指導の徹底を求めて、市保護課との交渉が、六〇名の会員が参加して行われ、市保護課も福祉事務所と同じ説明を繰り返しましたが、強い抗議に、「事実関係については再度調査を行う。課長・係長会議で、行き過ぎた就労指導がないよう指導を徹底する」と回答しました。

福岡県生活と健康を守る会では田嶋さんの悲劇を再び繰り返さないために、県民に事実を知らせるチラシを配布し、命と暮らしを守る活動を全県で始めています。

養護老人ホームを退所し、ケアハウス(個室三食つき)に入居自立した生活を送るといふ計画書を作りました。この計画にかかる費用を計算したところ、結果として「〇円返還」を要求するものとなりました。金沢・京都・大阪と支援の輪が広がって、私は本当に心強く感じました。そして八月二五日の話し合いの日を迎えました。

この話は、今のところ私にとっては当分しかハッピーエンドでは



話し合い、一般市民の共感を得るような解決をしたかったのです。このような結果になってしまったことは残念です。しかし、全く腹は立ちませんでした。〇氏は〇氏の道を歩んでほしいです。きっといつか、連絡があると思っています。

